

平成 27 年度土木工事標準積算基準書

[平成 28 年 6 月 1 日以降適用]

(公表用)

岩手県県土整備部で適用する土木工事標準積算基準書は、国土交通省の土木工事標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

これまでの適用で最新のものは[平成 27 年 10 月 1 日以降適用]となっていますが、今般、その一部を改定しますので公表します。

■平成 28 年 5 月 31 日までに入札公告する工事

平成 27 年度土木工事標準積算基準書（公表用）

<http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/038663.html>

■平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告する工事

上記「平成 27 年度土木工事標準積算基準書（公表用）」を次ページ以降の新旧対照表のとおり改定します。概要は以下のとおりです。

- ・工種区分「橋梁保全工事」の新設
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の間接工事費率の見直し
- ・交通誘導警備員の積算方法の見直し

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行	
---------	---------	------------	--

現 行	改 定	備 考
-----	-----	-----

表-1 工 種 区 分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、護岸工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設)、床版打替工、沓座拉幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く

1-2-②-5

表-1 工 種 区 分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、 護岸工 光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事及び橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 3. ゴム伸縮継手(新設橋)、 床版打替工、沓座拉幅工 、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、 工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装 及び修繕 に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、 橋梁補修工(鋼板接着・増桁) スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拉幅工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事 (塗装、舗装打ち替え等は除く)



語句の修正

工種区分の改定

工種区分の改定

工種区分の改定

積算上の注意事項		(控え頁)	1/2
----------	--	-------	-----

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定	備 考
	現 行	現 行	

現	行	改	定	備 考
---	---	---	---	-----

工種区分	工 種 内 容
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本工事を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工, 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{※1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, 高欄取替工, 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 2. 道路標識 ^{※1} , 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵 ^{※1} , 樹木等及び区画線等の設置 3. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1, 2及び3に類する工事 ※1: 局部的な新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 3. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 4. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業 5. 1, 2, 3及び4に類する工事
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰柵工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)

工種区分	工 種 内 容
舗装工事	舗装の新設, 修繕工事にあって, 次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工, アスファルト舗装工, セメント安定処理路盤工, アスファルト安定処理路盤工, 砕石路盤工, 凍上抑制層工, コンクリートブロック舗装工, 路上再生処理工, 切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし, 小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場, 地下横断歩道等)にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事にあって, 次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし, 本工事を完成後別件で照明設備, 舗装, 側溝等を発注する場合, 又は併用開始後の照明設備, 吹付け, 舗装, 修繕工事等は除く
砂防・地すべり等工事	砂防, 地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあって, 次に掲げる工事 堰堤工, 流路工, 山腹工, 抑制工, 抑止工, 床固工, 落石なだれ防止工, 集水井工, 集排水井ボーリング工, 排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事	道路にあって, 次に掲げる工事 <u>1. 管理を目的とした維持的工事</u> <u>2. 伸縮継手補修工</u> , 道路附属物塗替工, 防雪柵設置撤去工 ^{※1} , トンネル漏水防止工, トンネル内装工(供用トンネル), 路面切削工, <u>高欄取替工</u> , 路面工, 法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 <u>3. 道路標識^{※1}, 道路情報施設, 電気通信設備, 防護柵^{※1}, 樹木等及び区画線等の設置</u> <u>4. 除草, 除雪, 清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</u> <u>5. 1, 2, 3及び4に類する工事</u> ※1: 局部的な新設, 復旧・更新を主とする場合に適用 ※2: 法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあって, 次に掲げる工事 <u>1. 管理を目的とした維持的工事</u> <u>2. 堤防天端・法面等の補修工事</u> <u>3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置</u> <u>4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事</u> <u>5. 河川の伐開, 除草, 清掃, 芝養生, 水面清掃等の作業</u> <u>6. 1, 2, 3, 4及び5に類する工事</u>
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3) 下水道に関する工事にあって, 次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあって, 次に掲げる工事 敷地造成工, 園路広場工, 植樹工, 除草工, 芝付工, 花壇工, 日陰柵工, ベンチ工, 池工, 遊戯施設工, 運動施設工, 標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)



工種区分の改定

工種区分の改定

積算上の注意事項	(控え頁)
	2/2

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行																																			
現	行	改 定	備 考																																		
<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市 街 地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表による。</p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>		施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">} 現行どおり</p> <p><u>注1.</u> 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p><u>2.</u> 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p><u>3.</u> 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p><u>ロ)</u> 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ)</u> 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p><u>※イ）及びロ）の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ）の補正を適用するものとする。</u></p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>		施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>対象工種区分の改定</p> <p>適用の明確化</p>
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																			
市 街 地		2.0																																			
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																																			
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																			
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																			
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																			
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																			
	舗装工事																																				
	電線共同溝工事																																				
	道路維持工事																																				
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																			
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																			
	橋梁保全工事																																				
	舗装工事																																				
	電線共同溝工事																																				
	道路維持工事																																				
積算上の注意事項			(控え頁) 1/3																																		

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行																																																																																																																																												
現 行		改 定																																																																																																																																												
<p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $K_1 = A \cdot P^b$ ただし K_1 : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) A・b : 変数値 注) 1. K_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>		工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p>第4表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>8.86</td> <td>68.3</td> <td>-0.1267</td> <td>4.53</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.79</td> <td>92.5</td> <td>-0.1181</td> <td>7.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>28.71</td> <td>4,164.9</td> <td>-0.3088</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>12.85</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>13.32</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>7.64</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th>3億円以下</th> <th colspan="2">3億円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td></td> <td>12.29</td> <td>105.2</td> <td>-0.1100</td> <td>9.02</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td></td> <td>7.57</td> <td>43.7</td> <td>-0.0898</td> <td>5.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式 $K_1 = A \cdot P^b$ ただし K_1 : 共通仮設費率(%) P : 対象額(円) A・b : 変数値 注) 1. K_1 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>		工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37	トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59	下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02	フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">表番号の修正</p> <p style="text-align: center;">表番号の修正</p> <p style="text-align: center;">章立ての修正</p>
工種区分	対象額 適用区分			1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																							
				下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																							
		A	b																																																																																																																																											
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																									
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																									
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																									
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																									
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																									
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																									
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																										
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																																									
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																									
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																										
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53																																																																																																																																									
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37																																																																																																																																									
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59																																																																																																																																									
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08																																																																																																																																									
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08																																																																																																																																									
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34																																																																																																																																									
工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																									
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																									
			A	b																																																																																																																																										
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02																																																																																																																																									
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88																																																																																																																																									
I -2-②-10																																																																																																																																														
積算上の注意事項			(控え頁) 3/3																																																																																																																																											

工 種	準備費
-----	-----

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行	備 考																																
	現 行	改 定	備 考																																
	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 着手時の準備費用 ロ 施工期間中における準備、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用 <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 工事着手前の基準測量等の費用 ロ 縦、横断面図の照査等の費用 ハ 用地幅杭等の仮設等の費用 ニ 丁張の設置等の費用 <p>3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工に必要な準備に要する費用に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(3) 施工単価入力基準表</p> <p>① 準備費（運搬費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 20%;">WB010160</td> <td style="width: 20%;">施 工 単 位</td> <td style="width: 40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td>入 力 条 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>J 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>運搬費用（千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。</p> <p>② 準備費（処分費用積上げ分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 20%;">WB010170</td> <td style="width: 20%;">施 工 単 位</td> <td style="width: 40%;">式</td> </tr> <tr> <td>施 工 区 分</td> <td>入 力 条 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>J 1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>処分費用（千円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。</p>	施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	運搬費用（千円）			施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式	施 工 区 分	入 力 条 件			区 分	J 1			準 備 費	処分費用（千円）			<p>現行どおり</p> <p>→</p> <p>現行どおり</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、<u>伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等も工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等</u>、工事の施工に必要な準備に要する費用。 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、<u>直接工事費</u>に積上げ計上する。</p>	共通仮設費率分の 範囲の明確化
施工歩掛コード	WB010160	施 工 単 位	式																																
施 工 区 分	入 力 条 件																																		
区 分	J 1																																		
準 備 費	運搬費用（千円）																																		
施工歩掛コード	WB010170	施 工 単 位	式																																
施 工 区 分	入 力 条 件																																		
区 分	J 1																																		
準 備 費	処分費用（千円）																																		
I-2-②-26																																			
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1																																

工 種	安全費
-----	-----

改 定 理 由	基 準 書 の 改 定	改 定 現 行	備 考
	現 行	改 定	備 考
	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 交通管理に要する費用 2) 安全施設等に要する費用 3) 安全管理等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の積料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 ② 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ③ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ④ 高圧作業の予防に要する費用 ⑤ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑥ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑦ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p><u>1) 交通管理に要する費用</u> <u>1-2) 安全施設等に要する費用</u> <u>2-3) 安全管理等に要する費用</u> <u>3-4) 1)～2-3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</u></p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、<u>架空線等事故防止対策簡易ゲート</u>、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の積料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p><u>①</u> <u>交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</u> <u>①②</u> 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 <u>②③</u> バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） <u>③④</u> 高圧作業の予防に要する費用 <u>④⑤</u> 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 <u>⑤⑥</u> ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 <u>⑥⑦</u> トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 <u>⑦⑧</u> その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p>	<p>基準書の改定に伴う見直し</p> <p>語句の修正</p> <p>基準書の改定に伴う見直し</p>
積算上の注意事項	I-2-②-28		(控え頁) 1/3

工 種	安全費
-----	-----

改 定 理 由	一部改定	改 定 現 行	
---------	------	------------	--

現 行	改 定	備 考
-----	-----	-----

1) 交通誘導警備員の積算
現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表2-1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	A×必要日数×N	A×必要日数×N
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N
5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N
6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N

(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員
2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
3. 区分5、6は2交替制勤務とする。
4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

2) 呼吸用保護具の積算
トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。

(3) 施工単価入力基準表

交通誘導警備員A			
施工歩掛コード	WB010211	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	作業区分		
	表3.1		

交通誘導警備員B			
施工歩掛コード	WB010212	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	作業区分		
	表3.1		

(注) 1. 上表には、交替補正及び賃金の割増を含む。
2. 施工数量は交替要員を除いた人数とし、「必要日数×N」より算出するものとする。ただし、配置人員(N)は、作業時間及び作業時間帯にかかわらず「1日当りの編成人員」とし、特にJ1条件の㊸、㊹を使用する場合「延べの人数」としないよう注意すること。

I-2-②-29

~~1) 交通誘導警備員の積算
現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。~~

~~表2-1 交通誘導員の計上区分~~

区分	現場条件	計 算 式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	A×必要日数×N	A×必要日数×N
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.2A×必要日数×N	1.2A×必要日数×N
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	1.5A×必要日数×N	1.5A×必要日数×N
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.8A×必要日数×N	1.8A×必要日数×N
5	24時間勤務 実働 22時間 (交替要員無し)	3.0A×必要日数×N	3.0A×必要日数×N
6	24時間勤務 実働 24時間 (交替要員有り)	3.4A×必要日数×N	3.5A×必要日数×N

~~(注) 1. A:交通誘導警備員単価 N:配置人員
2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
3. 区分5、6は2交替制勤務とする。
4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。~~

~~1-②) 呼吸用保護具の積算
トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用保護具等)の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。~~

~~呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7% (円)~~

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。

~~(3) 施工単価入力基準表~~

交通誘導警備員A			
施工歩掛コード	WB010211	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	作業区分		
	表3.1		

交通誘導警備員B			
施工歩掛コード	WB010212	施工単位	人日
施工区分	入 力 条 件		
	J 1		
各 種	作業区分		
	表3.1		

~~(注) 1. 上表には、交替補正及び賃金の割増を含む。
2. 施工数量は交替要員を除いた人数とし、「必要日数×N」より算出するものとする。ただし、配置人員(N)は、作業時間及び作業時間帯にかかわらず「1日当りの編成人員」とし、特にJ1条件の㊸、㊹を使用する場合「延べの人数」としないよう注意すること。~~

基準書の改定に伴う見直し

基準書の改定に伴う見直し

積算上の注意事項

(控え頁)

工 種	安全費
-----	-----

改 定 理 由	一部改定	改 定 現 行																																						
現 行		改 定																																						
<table border="1"> <caption>表3.1 作業区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間勤務 (交替要員無し)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>昼間勤務 (交替要員有り)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>夜間勤務 (交替要員無し)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>夜間勤務 (交替要員有り)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>24時間勤務 (交替要員無し)</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>24時間勤務 (交替要員有り)</td> <td>⑥</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>呼吸用保護具等費用</caption> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>WB010310</td> <td>施工単位</td> <td>式</td> </tr> </table>		区分	入力番号	昼間勤務 (交替要員無し)	①	昼間勤務 (交替要員有り)	②	夜間勤務 (交替要員無し)	③	夜間勤務 (交替要員有り)	④	24時間勤務 (交替要員無し)	⑤	24時間勤務 (交替要員有り)	⑥	施工歩掛コード	WB010310	施工単位	式	<table border="1"> <caption>表3.1 作業区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間勤務 (交替要員無し)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>昼間勤務 (交替要員有り)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>夜間勤務 (交替要員無し)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>夜間勤務 (交替要員有り)</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>24時間勤務 (交替要員無し)</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>24時間勤務 (交替要員有り)</td> <td>⑥</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>呼吸用保護具等費用</caption> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>WB010310</td> <td>施工単位</td> <td>式</td> </tr> </table>		区分	入力番号	昼間勤務 (交替要員無し)	①	昼間勤務 (交替要員有り)	②	夜間勤務 (交替要員無し)	③	夜間勤務 (交替要員有り)	④	24時間勤務 (交替要員無し)	⑤	24時間勤務 (交替要員有り)	⑥	施工歩掛コード	WB010310	施工単位	式	備考
区分	入力番号																																							
昼間勤務 (交替要員無し)	①																																							
昼間勤務 (交替要員有り)	②																																							
夜間勤務 (交替要員無し)	③																																							
夜間勤務 (交替要員有り)	④																																							
24時間勤務 (交替要員無し)	⑤																																							
24時間勤務 (交替要員有り)	⑥																																							
施工歩掛コード	WB010310	施工単位	式																																					
区分	入力番号																																							
昼間勤務 (交替要員無し)	①																																							
昼間勤務 (交替要員有り)	②																																							
夜間勤務 (交替要員無し)	③																																							
夜間勤務 (交替要員有り)	④																																							
24時間勤務 (交替要員無し)	⑤																																							
24時間勤務 (交替要員有り)	⑥																																							
施工歩掛コード	WB010310	施工単位	式																																					
積算上の注意事項		(控え頁) 3/3																																						

I-2-②-30

基準書の改定に伴う見直し

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 — 現 行																					
現	行	改 定	備 考																				
<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第4表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2）大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1）施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3）施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合</p> <p>a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</p> <p>ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <p>b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>適用地域</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月1日～3月31日</td> <td>北海道、青森県、秋田県</td> <td>積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。</td> </tr> <tr> <td>12月1日～3月31日</td> <td>上記以外の地域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。</p> <p>d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。</p> <p>補正值（%）＝冬期率×補正係数</p> <p>冬期率＝12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間／工期</p> <p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p>補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>積雪寒冷地域の区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>2 〃</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>3 〃</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>4 〃</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p>		施工時期	適用地域	備 考	11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。	12月1日～3月31日	上記以外の地域		積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 〃	1.60	3 〃	1.40	4 〃	1.20	<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p>		<p>表番号の修正</p>
施工時期	適用地域	備 考																					
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。																					
12月1日～3月31日	上記以外の地域																						
積雪寒冷地域の区分	補正係数																						
1 級 地	1.80																						
2 〃	1.60																						
3 〃	1.40																						
4 〃	1.20																						
I -2-②-39		現行どおり																					
積算上の注意事項			(控え頁) 1/7																				

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行	備 考																															
現 行	改 定	備 考																																
	<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表、第2表)の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">大都市</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工地域区分は以下のとおりとする。 大 都 市：札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D1D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合は、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。</p> <p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1(第1表～第4表)の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 街 地</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地方部</td> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区(D1D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特勤勤務手当てを支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p>	施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市	鋼橋架設工事	1.2	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市 街 地	1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表、第3表)の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市を含む場合には、大都市を考慮した現場管理費率の補正を行うものとする。</p> <p>3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1(第1表～第5表)の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 街 地</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地方部</td> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区(D1D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特勤勤務手当てを支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市 街 地	1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	表番号の修正
施工地域区分	工種区分	補正係数																																
大都市	鋼橋架設工事	1.2																																
	舗装工事																																	
	電線共同溝工事																																	
	道路維持工事																																	
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																	
市 街 地	1.5																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5																																	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																	
市 街 地	1.5																																	
山 間 僻 地 及 び 離 島	0.5																																	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																
	現行どおり	現行どおり	現行どおり																															
			語句の修正																															
			語句の修正																															
積算上の注意事項	I-2-②-40		(控え頁) 2/7																															

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定	現 行
---------	------	-----	-----

現	行	改	定	備 考
---	---	---	---	-----

一 般 管理費等	金額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。 ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
-------------	---------------	--

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。
3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

- 1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算
現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正值}
対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額
ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表、第2表)による。
補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。
補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。
- 2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算
現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值)
対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額
ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表~第4表)による。
補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

別表第1 現場管理費率標準値
第1表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		28.22	52.6	-0.0395	23.20
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		39.06	105.6	-0.0631	28.56
PC橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

I-2-②-42

- (6) 「処分費等」の取扱い
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。
1) 処分費(再資源化施設の入受費を含む)
2) 上下水道料金
3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。
3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

- 1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算
現場管理費=対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)+補正值}
対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額
ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表、第3表)による。
補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。
補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。
- 2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算
現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值)
対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額
ただし、現場管理費率標準値は、別表第1(第1表~第5表)による。
補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

前頁から移動
語句の修正

次頁へ移動

積算上の注意事項	(控え頁) 4/7
----------	--------------

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定	
		現 行	

現 行	改 定	備 考
-----	-----	-----

第2表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		51.14	316.8	-0.1257	31.27
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

第3表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第4表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

(2) 算定式
 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)
 $N p$: 純工事費 (円)
 A, b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする
2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 (二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第1 第1表 現場管理費率標準値

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事		<u>41.29</u>	<u>420.8</u>	<u>-0.1473</u>	<u>19.88</u>
海岸工事		26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事		32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事		<u>46.66</u>	<u>276.1</u>	<u>-0.1128</u>	<u>26.66</u>
P C 橋工事		30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事		39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事		44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事		41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事		58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
情報ボックス工事		52.66	1,570.0	-0.2154	18.08

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		63.10	1,508.7	-0.2014	29.60

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		<u>58.61</u>	<u>605.1</u>	<u>-0.1609</u>	<u>31.23</u>
河川維持工事		41.28	166.7	-0.0962	28.34

積算上の注意事項			(控え頁) 5/7
----------	--	--	--------------

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定	
		現 行	

現	行	改	定	備 考
---	---	---	---	-----

(8) 現場管理費入力基準表

施工歩掛コード	施 工 単 位	式
J 1 条件	施工地域・工事場所を考慮した補正及び大都市を考慮した補正施工地域等区分番号入力 (表 8.1)	
J 2 条件	・当初設計は「0」又は空白 ・変更設計の場合は前設計の現場管理費 (千円単位) (保存していない場合に入力)	
J 3 条件	積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は補正率 (%) を入力し、補正しない場合は、「0」又は空白	
J 4 条件	緊急工事の場合は「1」を入力し、補正しない場合は、「0」又は空白	
J 5 条件	砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合は、「1」を入力し、補正しない場合は、「0」又は空白	
条件区分	近接工事との調整を行う場合で、現工事が補正されている場合は、「1」を入力する。補正されていない場合は、「0」又は空白	
J 6 条件	近接工事との調整を行う場合で、現工事に現場管理費率の補正がある場合は、現工事の合計補正値 (%) を入力。補正されていない場合、又は調整しない場合は、「0」又は空白	
J 7 条件	支給品として扱う桁等購入費 (円) その他の場合は「0」又は無記入	
数 量	1	

表 8.1 施工地域等区分

施 工 地 域	入 力 番 号
市 街 地	①
山間僻地又は離島	②
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	③
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	④
大 都 市	⑤

(注) 入力番号①～④は、施工地域・工事場所を考慮した補正に適用する。

(注) 1. J 6 条件の合計補正値には、砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合の 2% 補正は含まないこと。
2. J 1 条件の施工地域・工事場所を考慮した補正においては、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事は適用しない。また、大都市を考慮した現場管理費率の補正は、鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事のみ適用する。

第 4 表

対象額	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分			A	b	下記の率とする
共同溝等工事	(1)	48.95	367.7	-0.1251	25.23
	(2)	37.50	110.6	-0.0671	26.28
トンネル工事		43.96	203.6	-0.0951	26.56
下水道工事	(1)	33.46	50.8	-0.0259	29.17
	(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73
	(3)	31.58	48.4	-0.0265	27.44

第 5 表

対象額	3億円以下		3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		
工種区分			A	b	下記の率とする
コンクリートダム		22.60	301.3	-0.1327	15.56
フィルダム		33.08	166.5	-0.0828	26.20

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$
 ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)
 $N p$: 純工事費 (円)
 A, b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 (二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

前頁より移動

次頁へ移動

積算上の注意事項

(控え頁)

工 種	現場管理費
-----	-------

改 定 理 由	一部改定	改 定																																												
		現 行																																												
現	行	改	定																																											
			備 考																																											
		<p>(8) 現場管理費入力基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工歩掛コード</th> <th>施 工 単 位</th> <th>式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J 1 条件</td> <td>施工地域・工事場所を考慮した補正及び大都市を考慮した補正施工地域等区分番号入力 (表 8.1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 2 条件</td> <td>・当初設計は [0] 又は空白 ・変更設計の場合は前設計の現場管理費 (千円単位) (保存していない場合に入力)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 3 条件</td> <td>積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は補正率 (%) を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 4 条件</td> <td>緊急工事の場合は [1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 5 条件</td> <td>砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合は、[1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条件区分</td> <td>近接工事との調整を行う場合で、現工事が補正されている場合は、[1] を入力する。 補正されていない場合は、[0] 又は空白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 6 条件</td> <td>近接工事との調整を行う場合で、現工事に現場管理費率の補正がある場合は、現工事の合計補正值 (%) を入力。 補正されていない場合、又は調整しない場合は、[0] 又は空白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J 7 条件</td> <td>支給品として扱う桁等購入費 (円) その他の場合は [0] 又は無記入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. J 6 条件の合計補正值には、砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合の 2% 補正は含めないこと。 2. J 1 条件の施工地域・工事場所を考慮した補正においては、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事は適用しない。また、大都市を考慮した現場管理費率の補正は、鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事にのみ適用する。</p>	施工歩掛コード	施 工 単 位	式	J 1 条件	施工地域・工事場所を考慮した補正及び大都市を考慮した補正施工地域等区分番号入力 (表 8.1)		J 2 条件	・当初設計は [0] 又は空白 ・変更設計の場合は前設計の現場管理費 (千円単位) (保存していない場合に入力)		J 3 条件	積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は補正率 (%) を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白		J 4 条件	緊急工事の場合は [1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白		J 5 条件	砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合は、[1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白		条件区分	近接工事との調整を行う場合で、現工事が補正されている場合は、[1] を入力する。 補正されていない場合は、[0] 又は空白		J 6 条件	近接工事との調整を行う場合で、現工事に現場管理費率の補正がある場合は、現工事の合計補正值 (%) を入力。 補正されていない場合、又は調整しない場合は、[0] 又は空白		J 7 条件	支給品として扱う桁等購入費 (円) その他の場合は [0] 又は無記入		数 量	1		<p>表 8. 1 施工地域等区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 工 地 域</th> <th>入 力 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>山間僻地又は離島</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>地方部で施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>地方部で施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>大都市</td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 入力番号①～④は、施工地域・工事場所を考慮した補正に適用する。</p>	施 工 地 域	入 力 番 号	市 街 地	①	山間僻地又は離島	②	地方部で施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	③	地方部で施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	④	大都市	⑤	前頁より移動
施工歩掛コード	施 工 単 位	式																																												
J 1 条件	施工地域・工事場所を考慮した補正及び大都市を考慮した補正施工地域等区分番号入力 (表 8.1)																																													
J 2 条件	・当初設計は [0] 又は空白 ・変更設計の場合は前設計の現場管理費 (千円単位) (保存していない場合に入力)																																													
J 3 条件	積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合は補正率 (%) を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白																																													
J 4 条件	緊急工事の場合は [1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白																																													
J 5 条件	砂防・地すべり工事で堤体高 20m 以上の場合は、[1] を入力し、補正しない場合は、[0] 又は空白																																													
条件区分	近接工事との調整を行う場合で、現工事が補正されている場合は、[1] を入力する。 補正されていない場合は、[0] 又は空白																																													
J 6 条件	近接工事との調整を行う場合で、現工事に現場管理費率の補正がある場合は、現工事の合計補正值 (%) を入力。 補正されていない場合、又は調整しない場合は、[0] 又は空白																																													
J 7 条件	支給品として扱う桁等購入費 (円) その他の場合は [0] 又は無記入																																													
数 量	1																																													
施 工 地 域	入 力 番 号																																													
市 街 地	①																																													
山間僻地又は離島	②																																													
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	③																																													
地方部で施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	④																																													
大都市	⑤																																													
	I -2-②-45																																													
積算上の注意事項			(控え頁) 7/7																																											

工 種	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算
-----	--------------------

改 定 理 由	一部改定	改 定	
		現 行	

現	行	改	定	備 考
---	---	---	---	-----

別表-1						
工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部 (一般交通等の影響なし)	地方部 (一般交通等影響有) 山間僻地離島	市街地 (D I D地区・準ずる地区)			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事	(1)	437.5	462.4	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

別表-1						
工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部 (一般交通等の影響なし)	地方部 (一般交通等影響有) 山間僻地離島	市街地 (D I D地区・準ずる地区)			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
P C橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544
下水道工事	(1)	437.5	462.4	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740

工種区分の新設件
う修正

I-10-①-3

積算上の注意事項	(控え頁)
	1/1